

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	学校法人に対する措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	私立学校法第 60 条第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	私立学校法第 60 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 31 第 15 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	学校法人の収益事業の停止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	私立学校法第 61 条第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	私立学校法第 61 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>所轄庁は、法第 26 条第 1 項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の(1)～(3)のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。</p> <p>(2) 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。</p> <p>(3) 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 31 第 16 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	学校法人の解散命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	私立学校法第 62 条第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	私立学校法第 62 条第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 31 第 17 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日